

平成29年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎所管事項

1. 『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について（総務部関係） 1
2. 第二次三重県行財政改革取組について
（1）上半期の進捗状況について 3
3. 不適切な事務処理防止に向けての対応について 5
4. 審議会等の審議状況について 7

(資料1) 平成29年度「第二次三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期（4月～9月）実績

(資料2) 県有施設の見直しについて

(資料3) クラウドファンディング活用指針

平成29年10月10日

総 務 部

◎所管事項

1 『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【総務地域連携常任委員会】

行政運営

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部	<p>県行政への法律相談においては、法曹有資格者を任期付職員で配置をしているが、それ以外に専門性の見地が必要な業務についても、任期付職員の配置を検討されたい。</p>	<p>専門性の見地が必要な業務については、それぞれの業務に応じた任用形態により任用しているところです。今後も、業務内容等をふまえ、任用形態等について個別に判断していきます。</p>
			<p>コンプライアンス研修や法律相談等については、県庁や県職員をどう守るかという部分に意識がいきがちである。県民をどう守るかという視点を常に念頭に置きながら進められたい。</p> <p>また、職員の人材育成においては自衛隊での研修等の体験型研修について、効果的な方法となるよう検討を行い、実施されたい。</p>	<p>コンプライアンス研修や法律相談等については、県民の視点を常に意識しながら、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、体験型研修については、今年度も新任所属長を対象に、自衛隊での1日研修を実施する予定です。</p>
3	行財政改革の推進による県財政的確な運営	総務部	<p>歩道橋等の交通安全施設へのネーミングライツ導入にあたっては、運転者の安全面や景観面への配慮について関係機関と事前調整を行うなど慎重に進められたい。</p>	<p>ネーミングライツ対象施設の拡大にあたっては、先行事例も参考にしながら、安全面や景観面等にも留意しつつ、関係部局と連携し、より一層の歳入確保につなげてまいります。</p>
			<p>口座自動振替で県税を納付した場合、金融機関とのシステム処理の関係から納税証明書の発行が可能になるまで時間を要しているため、関係機関と連携して発行までの期間を短縮し、納税者の利便性の向上を図られたい。</p> <p>また、納付した納税者が通帳を窓口へ持参した場合は、納税証明書の発行が可能である旨の周知を徹底するよう取り組まれたい。</p>	<p>口座振替で県税を納付していただいた場合には、指定金融機関が、各収納代理金融機関から送信されたデータを集約して、処理結果データを本県へ送信することになっていることから、これ以上の短縮は難しい状況ですが、今後も機会を捉え、指定金融機関への働きかけに努めてまいります。</p> <p>また、納付した納税者が通帳等を窓口へお持ちいただいた場合に、納税証明書の発行が可能であることについては、県税のホームページでの案内に加え、新たに本年度の個人事業税の納税通知書にも、その旨記載しました。</p>

2 平成 29 年度「第二次三重県行財政改革取組」 (1) 上半期の進捗状況について

「第二次三重県行財政改革取組」は、「協創・現場重視の推進」「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」「残された課題への的確な対応」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の上半期（4月～9月）の実績を、資料1のとおり取りまとめました。

1 具体的取組の上半期実績

【協創・現場重視の推進】

○協創による事業・業務の実施を促進する仕組みの構築（資料1 番号2）

庁内の協創事例を集約したポータルサイトについて、掲載内容を充実させるとともに、職員研修での紹介やメルマガへの掲載等、さまざまな機会を通じて、職員への周知を図りました。

【機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営】

○機動的で柔軟かつ弾力的な働き方改革の推進（資料1 番号4）

平成 29 年度のワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目の一つとして、「時差出勤勤務」について、具体的な実施内容や実施時期について労使で検討を行い、試行的に実施しました。

（実施期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 29 年 9 月 29 日）

○機動的な財政運営の確保（資料1 番号5）

県財政の健全化に向けた具体的方策として、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」を策定しました。

具体的な取組として、「県有施設の見直しについて」（資料2）、「クラウドファンディング活用指針」（資料3）及び「使用料、手数料の見直しについて」を策定するとともに、外部資金利活用のための情報提供に取り組みました。

【残された課題への的確な対応】

○意欲の向上に向けた組織風土づくり（資料1 番号7）

職員提案制度について、職員が改善提案を行うための事例を集約した「MIE職員力ポータルサイト」の運用を開始するとともに、MIE職員力アワードについて、優良事例の水平展開に向けた検討を行いました。

2 年次計画に対する進捗状況

上半期経過時点（9月末）では、具体的取組のうち、平成28年度に達成済みの4項目を除き、今年度の年次計画により進行している7項目すべてについて、ほぼ計画どおり進捗している状況です。

下半期につきましても、引き続き適切な進行管理に努め、年次計画及びロードマップ（工程表）に基づき、着実な推進を図ります。

また、既に達成済みの取組においても、定期的の実績等を確認しながら、取組にかかる成果の維持・向上に努めます。

3 不適切な事務処理防止に向けての対応について

1 趣旨

不適切な事務処理の防止に向けては、これまでも取り組みを進めてきたところですが、今年度に入ってから依然として事案が発生しており、根絶できていない現状にあります。

不適切な事務処理を無くすには、各所属において、これまで以上に業務に関するコミュニケーションをとったうえで、プロセスも含めた事務処理を的確に進めていくことが重要であり、全庁的に次の対応策を進めていきます。

2 職員の意識付け

(1) 管理職の意識の徹底

管理職員勤務評定中間面接において、組織マネジメントシート中の「チェック機能の向上」について、具体的な実施状況等を評定者が必ず確認をするよう、周知徹底しました。管理職員は一般職の評価制度にかかる面談の場等を活用し、必要に応じて、不適切な事務処理を防止するための対策を班長等と議論していきます。

(2) 懲戒処分の方針の改正

現行の懲戒処分の指針では処分の標準例に示していない「故意又は重大な過失による不適切な事務処理」を標準例に追加することにより、処分基準の明確化を図りました。

3 具体的な対応策

(1) 継続的な注意喚起

危機管理メール等により、注意喚起を継続的に実施していきます。

(2) 各所属での点検等取組みの促進

9月～12月に各所属で実施しているコンプライアンス・ミーティングでは、全庁的に「不適切な事務処理」及び「公務外の不祥事」をテーマとします。

ミーティングでは、不適切な事務処理防止について、各所属の実際の業務に即して、現状、課題、対応策等を協議するとともに、公務外の不祥事について、所属長から、あってはならないことという意識付けの徹底を行います。

(3) 継続的な仕組みづくり

① 各所属での協議用資料の作成

全庁的に実施するコンプライアンス・ミーティングの結果から水平展開が可能な対策を抽出、また、これまでの対応策等も整理のうえ「不適切な事務処理防止ハンドブック（仮称）」を作成し、今後とも、各所属での協議、検討が的確に実施できるよう、共有を図ります。

② 定期的な点検ミーティングの実施等

各所属単位で実施しているコンプライアンス・ミーティング（年3回）及び危機管理意識向上研修（年1回）の場の活用などにより、不適切な事務処理防止のための所属での協議を年1回以上実施するよう、義務付けます。

なお、管理職員勤務評定制度における面接、危機管理取組状況モニタリング等の機会において、適宜、対応状況を確認するとともに、必要に応じて全庁的な情報共有をしていくものとします。

4 審議会等の審議状況について

(平成 29 年 6 月 5 日～平成 29 年 9 月 14 日)

(総務部)

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	平成29年6月27日、7月25日、9月8日
3 委員	会 長 中西 正洋 委 員 岩崎 恭彦 委 員 坂口 知子 ほか3名
4 諮問事項	以下の各処分に係る審査請求事件について ・軽油引取税決定・加算金決定処分 ・法人県民税の更正処分 ・生活保護申請却下処分
5 調査審議結果	審査請求3事件について審議され、うち2事件について 答申が決定されました。
6 備 考	